

4. 税効果会計

4-1 「税効果会計」とは

企業会計上の収益・費用と課税所得計算上の益金・損金の認識時点の違いがある時に、税引前の当期純利益とそれに課される法人税等を合理的に対応させるよう、企業会計上の法人税等を調整する会計のこと

4-2 企業会計と課税所得計算の差異

永久差異（permanent difference）→ 恒久的に解消しない差異 → 税効果会計の対象外

（例）①受取配当金：企業会計上は営業外収益、課税所得計算上は大半が益金不算入

②交際費：企業会計上は費用、課税所得計算上は全額（資本金 5000 万円超の法人）または一部損金不算入（資本金 5000 万円以下の法人）

一時差異（timing differences）→ 将来解消すると見込まれる差異 → 税効果会計の対象

（例）不良債権の「有税」償却：企業会計上は当期の費用、課税所得計算上は当期損金不算入（後年度に損金算入）

4-3 将来減算一時差異と将来加算一時差異

将来減算一時差異（繰延税金資産）

差異が解消する時に課税所得を減少させるような一時差異

（例）不良債権の「有税」償却

将来加算一時差異（繰延税金負債）

差異が解消する時に課税所得を増加させるような一時差異

（例）長期保有する有価証券（「その他有価証券」）の時価評価差額

- ・保有中の期末決算時：貸借対照表上で時価評価（100）し、評価差額（40）を純資産に直入（当期の損益に算入しない）。

- ・税率を 40% とすると、この時の評価差額のうち 32 は売却時に法人税等が課税される一時差異（将来加算一時差異）に当る。

一時差異に準じる差異

欠損金の繰越控除制度を使って、将来の課税所得と相殺可能な繰越欠損金

「欠損金の繰越控除制度」とは？

4-4 税効果会計の仕組み

（醍醐『会計学講義』第 4 版、p. 179 の【数値例 8-1】→ 別紙配布資料中の【数値例 1】を使って説明）

4-4-1 税効果会計を採用しない場合の歪み

①税引前当期純利益が同じであっても税負担率が異なり、税引後利益が異なる結果になる。

→ 企業会計上での税引前利益と法人税等が対応しない結果になる。

② 配当可能利益（当期末処分利益）に算入される税引後利益の大きさが変化し、自己資本の大きさが変わる結果になる。→ 自己資本水膨れ論

4-4-2 税効果会計の自己資本増大効果

（醍醐、p. 181 の図表 8-5 で説明）

4-4-3 税効果会計は万能か？（税効果会計に期待された政策効果とその限界）

政策目的：

有税償却をしても税引後利益が落ち込まない税効果会計を導入することによって不良債権の償却を促す効果

限界（テキスト、p.180 の図表 8-4 の「税効果会計を採用する場合」と「有税償却をしなかった場合」の比較で説明）

税効果会計で調整できるのは、一時差異のうち税率見合い分だけで、 $(1 - \text{税率})$ 分は調整できず、その分だけ税引後利益の差異（60）は残る。

4-5 繰延税金資産と繰延税金負債の計上と開示方法

繰延税金資産は毎期、回収の見込みについて見直しを行う。

→ 回収不能見込み額を評価性引当額として控除した後の金額を貸借対照表に計上
発生原因別の明細を注記情報として開示

4-6 繰延税金資産の資産としての脆弱性（回収の不確実性）

（醍醐、p. 182 の【数値例 8-1 の一部修正】→ 別紙配布資料中の【数値例 2】を用いて説明）

4-6-1 繰延税金資産の資産たる根拠：

- ・ 将来に繰り延べられた損金 → 将来の課税所得を減額させて節税できる機会の「貯金」
- ・ しかし、繰延税金資産に見合う課税所得×税率が得られなければ、節税は実現せず、繰延税金資産は回収できない。



繰延税金資産は、その価値の実現が将来の課税所得の多寡に依存する特異な資産項目

4-7 繰延税金資産の回収可能性の判断

4-7-1 税効果会計のコア問題としての繰延税金資産の回収可能性の判断

① 繰延税金資産は、その価値が将来の課税所得の多寡に依存する、価値実現の不確実な資産

② 繰延税金資産の過大計上は、税効果資本の過大計上 → 自己資本比率のかさ上げ → 早期是正措置の発動の遅れ、という経路で金融機関の財務の健全性のモニタリングを機能不全にする恐

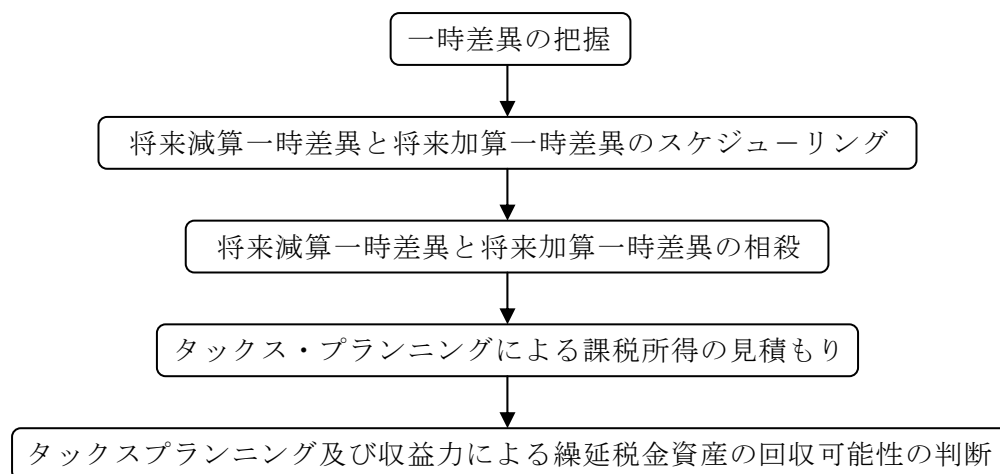
れがある。

(参考) 経営破綻銀行の破綻前の自己資本比率の推移

4-7-2 わが国における現行の判断基準

日本公認会計士協会・監査委員会報告第 66 号「繰延税金資産の回収可能性に関する監査上の取扱い」(平成 11 年 11 月 9 日公表)

4-7-3 回収可能性の判断の手順



4-7-4 過去の業績等にもとづいて見積もった将来年度の課税所得によって繰延税金資産の回収可能性を判断する場合の指針

- ① 期末における将来減算一時差異を十分に上回る課税所得を每期計上している会社等
→ 繰延税金資産の全額が回収可能と判断する。
- ② 業績は安定しているが期末における将来減算一時差異を十分に上回るほどの課税所得がない会社等
→ 連続して(過去および当期おおむね 3 年以上)ある程度の経常的な利益を計上している場合は、将来においても同水準の課税所得の発生が見込まれるので、スケジューリングの結果にもとづき計上した繰延税金資産は回収可能と判断する。
- ③ 業績が不安定で期末における将来減算一時差異を十分に上回るほどの課税所得がない会社等
→ 将来の合理的な見積可能期間(おおむね 5 年)内の課税所得の見積額を限度として、当該期間内のスケジューリングの結果にもとづいて計上された繰延税金資産を回収可能と判断する。
- ④ 重要な税務上の繰越欠損金が存在する会社等
→ i. 過去(おおむね 3 年以内)に重要な税務上の欠損金の繰越期限切れとなった事実があった会社等の場合は、翌期に確実に見込まれる課税所得の範囲内で回収可能と判断する。
ii. 過去の経常的な利益水準を大きく上回る将来減算一時差異が存在する会社であって、翌期末に重要な税務上の繰越欠損金が見込まれる場合は、本④号に該当する会社と同様に扱う。

iii. ただし、重要な税務上の繰越欠損金や過去の経常的な利益水準を大きく上回る将来減算一時差異が、非経常的な特別の原因によって発生したものであり、それを除けば毎期、課税所得を計上している会社の場合は、前記③号規定と同様の扱いをする。

⑤過去連続して（おおむね3年以上）重要な税務上の繰越欠損金を計上している会社等
→ 原則として繰延税金資産の回収可能性はないものと判断する。

（開示例）平成18年度中間決算発表時開示資料「繰延税金資産の算出根拠について」
（りそなホールディング傘下銀行）

http://www.resona-gr.co.jp/holdings/ir/kessan/pdf/181122_5a.pdf#search='%E7%B9%B0%E5%BB%B6%E7%A8%8E%E9%87%91%E8%B3%87%E7%94%A3%E3%81%AE%E7%99%BA%E7%94%9F%E5%8E%9F%E5%9B%A0'

4-7-5 現行の回収可能性の判断基準の論点

- ①タックス・プランニングの適用：資産の含み益の算定基準（期末時価による）
- ②「非経常的な特別の原因」とは何を指すのか？
- ③繰延税金資産を発生させた資産・負債の分類・性格に照らして長短に分け、長期項目を税効果会計から除外するという案をどう考えるか？

4-8 税効果会計の目的と現実——現行の税効果会計の再検討——

4-8-1 税効果会計は税引前利益と法人税等の合理的対応を達成しているか？

税効果会計の所期の目的

「税効果会計は・・・法人税その他、利益に関連する金額を課税標準とする税金（以下、「法人税等」という）の額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益と法人税等を合理的に対応させることを目的とする手続きである。」（企業会計審議会「税効果会計に係る会計基準の設定について」前文）

現実はどうか？ → 金融機関の過去の決算に基づく実証

実証から得られた知見

- ①どの業態においても、1998年度と2001年度には税引前損失よりも税引後損失の方が小さくなるという逆転現象が生じている。その要因はそれぞれの期に増益要因として多額の法人税等調整額が発生したことによるものである。
- ②どの業態においても、2003年度には税引前後の利益は正規の大小関係を回復しているが、地方銀行では両者の開差は（1－実効税率）をはるかに超えている。これは当期に減益要因となる多額の法人税等調整額が発生したことによるものである。
- ③数期間を通して、どの業態でも法人税等は小額で横ばいとなっているが、法人税等調整額は絶対額が大きく、かつ変動も激しい。これが各年度の税引後利益の変動を決定する主たる要因になっている。

法人税等調整額をクッションにして税引前当期純利益に法人税等を合理的に対応させるという税効果会計の目的は達成されていない。

4-8-2 税引前利益と法人税等の所期の対応が実現していない原因の分析

(1) 永久差異の存在

(例) 税引前利益 100、受取配当金 (営業外収益) 10 のとき

実行税率 = 40% とすると、法人税等の負担率 = $(90 \times 0.4) / 100 = 36\%$

これだけで税引前当期純利益と法人税等の対応のずれを説明できるか？

ヒント ↓

法人税等調整額の変動と税引後利益の変動の相関性

↓

税効果会計に内在する原因があるのではないか？

(2) 税効果会計に内在する原因

(例) 税引前利益 100、有税償却 (費用・未損金) 10 のとき

実行税率 = 40% とすると、法人税等の負担率 = $(110 \times 0.4) / 100 = 44\%$

実証の手がかり: 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の原因別項目の開示資料

(注) 法人税等の計算に用いられた法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の間に差異があるときは、当該差異の原因となった主な項目の内訳を注記することが求められている。ただし、当該差異が法定実効税率の百分の五以下の場合、注記を省略できる。(財務諸表等規則第 8 条の 12 の 1 項 2 号規定)

調査結果 (96 の銀行の 2004 年 3 月期の連結決算)

- ① 96 行のうち、25 行が当該差異の内訳を開示している (差異が 5% ポイント以上)
- ② 64 行のうち、35 行では、評価性引当額の増減変動だけで 5% ポイント以上の差異が発生している。また、25 行では評価性引当額の増減変動だけで 10% ポイント以上の差異が発生している。
- ③ 上記 35 行のうち、
 - 21 行では、評価性引当額の増加によって、法人税等の負担率が増加している。
評価性引当額の増加 → 繰延税金資産の減少 → 法人税等調整額 (借方) の増加 → 税引後利益の減少
 - 14 行では、評価性引当額の減少によって、法人税等の負担率が減少している。
評価性引当額の減少 → 繰延税金資産の増加 → 法人税等調整額 (貸方) の増加 → 税引後利益の増加

4-8-3 事例研究

みずほ銀行と福井銀行（2004年3月期連結決算）

共通点

①乖離の方向：

法定実効税率と比較した税効果会計適用後の法人税等の負担率が大幅に上昇している点

②乖離の表面的原因

評価性引当額の大幅な増額に起因する点

相違点（乖離の実質的原因）

みずほ銀行の場合：

「自己資本の質の向上を図る観点から、将来の課税所得の算出をより保守的に見積もることとし」たため。（みずほフィナンシャルグループが2003年9月に金融庁に提出した「経営の健全化のための計画」より。）

——→ 自社の将来の業績の保守的見積り——→ bad news

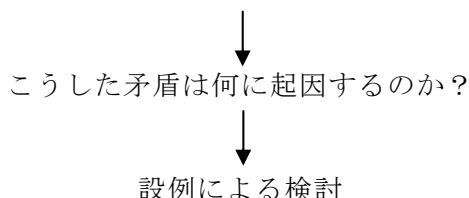
福井銀行の場合：

「景気に回復感が出る中、取引先の業績も改善に向かい、実際の貸し倒れが減ると判断し」、「再建可能な取引先は繰り延べ税金資産の対象としないことにした」ため。（『北国新聞』2004年4月17日）

——→ 融資先の業績の回復に伴う融資の回収可能性の回復——→ good news

両行の比較から言えること

実態（繰延税金資産の回収可能性）は異なるのに、会計上の表現（法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の乖離の方向・乖離の原因）が同じになるという矛盾



4-8-4 現行の税効果会計が税引前利益と法人税等の合理的対応を達成しない原因の分析

異質な原因による繰延税金資産の増減変動が法人税等調整額に混在していること

①実現に伴う目的取り崩し——→ 税効果の実現——→ 法人税等調整額（借方記入）

②既存の繰延税金資産の回収可能性の下方修正に基づく目的外取り崩し

——→ 税引前損益を計算する段階で独立の損益（特別損益）として扱うべき項目

「法人税等調整額」という項目に上記の①と②を一括して取り込む「どんぶり勘定」の限界

（参考）「法人税等について税率の変更があったこと等により繰延税金資産及び繰延税金負債……の金額を修正した場合には、修正差額を法人税等調整額に加減して処理するものとする」。「税効果会計に係る会計基準注解」（注7）